

岐阜県トライアスロン連合会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県トライアスロン連合（GIFU・TRIATHLON・UNION：略称 GTU）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を事務を担当する事務局長宅に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、トライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン及びそれらの関連マルチスポーツ（以下、これらを総称して「トライアスロン」という。）競技の普及および振興を図るとともに、トライアスリートの心身の健全な発達に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 公益社団法人日本トライアスロン連合およびJTU東海ブロック協議会との連絡調整に関すること
- 2) 主要大会への選手選考と派遣に関すること
- 3) トライアスロンに関する各種講習会の開催
- 4) トライアスロン競技会の主催、共催、主管、後援、協力に関すること
- 5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(正会員・ジュニア会員)

第5条 本会の主旨に賛同するトライアスロン愛好者をもって構成する。

会員は正会員及びジュニア会員とし、ジュニア会員は15才未満の小・中学生とする。

(賛助会員)

第6条 本会の主旨に賛同する法人または団体・個人は理事会の承認を得て賛助会員になることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに至ったときは、理事会で事案の調査を行い当該会員を除名することができる。

- 1) この会則その他の規程に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、目的に違反する行為があったとき

第4章 役員

(役員)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 若干名
 - 3) 理事長 1名
 - 4) 副理事長 若干名
 - 5) 事務局長 1名
 - 6) 理事 5名以上 15名以内
 - 7) 監事 2名
- 2 理事および監事は兼務できない。

(役員を選任)

第 11 条 役員は理事会で推挙し、総会の承認を得る。

- 2 会長、副会長、事務局長は理事の互選により選出される。

(顧問)

第 12 条 理事会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員職務)

第 13 条 役員職務は次のとおり。

- 1) 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。
- 2) 理事長は理事会の議決に基づき業務を掌握する。
- 3) 副理事長は理事長を補佐する。
- 4) 理事は理事会を組織して本会の業務を議決し執行する。
- 5) 監事は本会の会計、業務の状況を監査する。
- 6) 監事は前号の監査に必要があると認めるときは、理事会及び総会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は原則 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(役員解任)

第 15 条 理事会は、役員に次の各号に該当する事由があるときは、出席理事の 1/2 以上の議決により役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないことが認められるとき。
- 2) 著しく職務上の義務に違反し、又は役員たるにふさわしくない言動が認められるとき。

第5章 会議

(総会)

第16条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

第17条 総会は、次の事項について議決する。

- 1) 理事・役員及び監事の選任又は解任
- 2) 会則の変更
- 3) 事業報告の承認
- 4) 会計決算の承認
- 5) 事業計画の承認
- 6) 予算の決定
- 7) その他本会目的に必要な事業に関する事

第18条 総会は毎年1回会長が招集する。

2 理事の1/5以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき総会を開催することができる。

第19条 総会は会員の1/10以上の出席により成立し、議決は出席者の1/2以上の同意を要する。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(理事会)

第20条 理事会はすべての理事をもって構成する。

第21条 理事会は次の業務を行う。

- 1) 本会の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督

第22条 理事会は必要に応じて会長が招集する。ただし、会長以外の理事から、理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会は理事の1/3以上の書面又は電磁的方法を含む出席で成立する。ただし、委任状のある場合は出席とみなす。議決は出席者の1/2以上の同意を要する。

3 顧問、専門委員長等はオブザーバーとして参加することができる。

第6章 会計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

(経費)

第24条 本会の経費には次に掲げるものをもってあてる。

- 1) 会費
- 2) 寄付金

3) その他の収入

(会費)

第 25 条 本会の会員は次の会費を納め、その中より公益社団法人日本トリアスロン連合の定めた登録費を GTU に納める。

1) 本会の正会員の会費は年額一人 3,000 円とし、その中より公益社団法人日本トリアスロン連合の定めた登録費を連合に納める。

2) 正会員のうち技術審判員としての資格を保有し、前年度岐阜県ならびに東海ブロック内の大会に 1 大会以上の協力がある場合は、会費を免除する。

3) 15 歳以上の正会員のうち高等学校に在籍するものはその会費を年額一人 800 円とし、その中より公益社団法人日本トリアスロン連合の定めた登録費を連合に納める。

4) ジュニア会員（小中学生）の会費は年額一人 800 円とし、その中より公益社団法人日本トリアスロン連合の定めたジュニア登録費を連合に納める。

5) 賛助会員の会費は別途理事会で定める。

第7章 補則

(専門委員会)

第 26 条 本会は、必要に応じて専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会規約は別途理事会で定める。

(規約変更)

第 27 条 本会則は理事会の議決と総会の承認により変更することができる。

附 則

令和6年3月20日総会承認後即日施行する。